広報ほうじょう

財政再建特集号

方城町の財政再建について

既に新聞、テレビ等で報じられておりますので、ご承知の方も多いことと思いますが、当町の財政状態は大変悪化しております。

昭和五十六年度、町の普通会計（町の一般会計と住民新築資金等貸付会計）の決算で、約五億五千万円の赤字決算となりました。

この累積赤字額は起債（政府が認める借入金）の制限を受ける額を大きく超えております。

昭和三十七年七月、三菱方城炭鉱が閉山した後は、地域経済の基盤を失い、極度に疲弊し、荒廃した方城町が残されました。

このような状態から一日も早く脱却して、町民福祉の向上と、安定を図るために、あらゆる事業（失対・緊就、開就、特開、同対、低環境、過疎、鉱害復旧、災害復旧、一般公共等）を実施致しました。

町財源は窮乏しており、財源の多くを借入金に依存しなければ、全く事業が出来ない状態でした。

産炭地振興法をはじめ各種の優過措置法（過疎地域振興特別措置法、同和対策事業特別措置法、臨時石炭鉱害復旧特別措置法、石炭会計、低環境、失業対策事業等いわゆる労働三事業のある間に、それぞれの補助事業を実施すべきであると決心して、過去十数年間、補助事業の推進をして来ました。

結果として、多額の起債と累積赤字に達し、起債制限を受けるようになりました。

今後は自治省に、財政再建準用団体の申請をし、承認を受けなければほとんどの事業（失対、緊就開就、特開、過疎、鉱害、一般公共）が出来なくなりました。

財政再建には二通りあります。自力で努力して再建を計る自主再建と、自治大臣に申請し、承認を得て財政再建をする、すなわち準用団体となって再建を計る方法です。

方城町の場合は後者を選ぶわけですが、それぞれの特色を述べてみます。（下表）

先般（九月三〇日）町議会臨時会で準用団体申請による、財政再建の申し出が可決されました。

	自主再建（町独自の努力で財政再建すること）	準用再建（地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建）
住民サービスの面	○起債制限を受けるためほとんどの事業が実施できない。 ○実施できるのは、地域改善対策事業（同和対策事業）で、国庫補助対象分のみ、災害復旧事業、住宅改修資金貸付事業等のみである。	自治大臣が承認した計画の範囲内で地方債の制限が解除された上計画的に事業の実施が可能となる。
行政上の問題点	失業対策事業（労働三事業）、鉱害復旧事業、地域改善事業、災害復旧事業等を除く、その他の公共事業が実質的に不可能となり問題を生じる。	失業対策事業（労働三事業）鉱害復旧事業起債の制限ある公共事業も実施が可能となる。
財源措置	○法令上の優遇措置 ○国の財政措置は一切なし	○一時借入金につき、政府資金の斡旋がなされる。 ○一時借入金の利子につき特別交付税が交付される。 ○法律上の起債制限が解除される（再建法） ○再建計画による退職手当に退職手当債の発行が認められる。

これからは自治省に対し、事務手続きを進めることになり、昭和五十七年から十二年間を目途に再建計画案を作成し、自治大臣の承認を受ける積りですが、財政再建計画案を作りあげ、その案を町議会に提案し、可決された後、自治省に提出されることになります。

なお、職員組合の宣伝ビラの配布等もあり、色々不安と疑問をお持ちの方が多いのではないかと思いますので、職員組合から提出されている質問点について、それぞれ計画構想なり、解答なりを記載致します。

行財政再建に対する町当局の基本姿勢について

問1　労使間における団体交渉権の確立について

答　省略します。

問2　地区毎説明会開催により、町民の理解（原因と責任と再建案）を得ることについて

答　現在まで実施しておりませんが、再建計画案がある程度固ま

った時点で、その方法等について検討します。

赤字財政と地方自治権について

問1　昭和五十六年度の決算額と具体的内容の説明を行なうこと。

答　昭和五十六年度歳入総額、四八億七、六九八万二、〇〇〇円に対し歳出総額五四億三、〇九六万三、〇〇〇円、差引五億五、三九八万一、〇〇〇円の赤字になっています。

問2　五億五千万円余りの赤字額の主要な原因と、その責任の所在を職員と町民に対し、明らかにすること。

答　一言でいえば、金がないのに事業のやり過ぎによる結果であり、全責任は町長の中島にあります。

問3　地方自治権について

財政再建団体に転落すれば、町、町民にどのような制約を生じますか。

答　(イ)　行政運営について

自治大臣が認めた再建計画を執行していく事になります。

(ロ)　議会運営について

答　再建計画案の範囲内で事業選定の議決になります。

(ハ)　住民要求について

日常の要求については、計画の範囲内でしか応じられなくなります。但し、緊急重要事項については特別配慮されます。

公共施設の運営について今後どのようにされますか

問1　町立保育所の運営について

答　国・県の指導の中には、民間委託を検討するように指導されましたが、事実上実施の可能性がありません。今後共直営で運営を続けます。

問2　給食センターの運営について

答　前問と同様です。

問3　隣保館など地区施設の運営について

答　計画によって、盛られた予算の範囲内で運営することになります。

問4　浄水場等公共水道施設の運営について

答　上水道事業会計は独立した公営企業です。今回の再建計画作成作業の中で、助成の対象として検討されているものですが、その援助も計画上、多くを望めないので水道事業会計の健全化のため、独自の再建計画を策定することになります。

昭和56年度決算の概要

区分		決算額
歳入	地方税	214,069
	地方譲与税	24,113
	娯楽交付金	0
	自動車交付金	21,004
	軽油交付金	0
	地方交付税	1,410,588
	内訳　普通交付税	1,191,137
	内訳　特別交付税	219,451
	(一般財源計)	1,669,774
	交通安全交付金	627
	分担金負担金	13,648
	使用料	53,766
	手数料	1,997
	国庫支出金	1,139,103
	国有提供交付金	0
	県支出金	411,377
	財産収入	6,991
	寄附金	0
	繰入金	0
	繰越金	0
	諸収入	585,699
	地方債	994,000
	合計 (ア)	4,876,982

区分		決算額
歳出	人件費	744,099
	うち職員給	429,144
	扶助費	236,116
	公債費	1,168,708
	内訳　元利償還金	1,130,368
	内訳　一時借入金利子	38,340
	(小計)	2,148,923
	物件費	169,571
	維持補修費	29,087
	補助費等	376,731
	うち一部組合負担	118,507
	積立金	0
	投資・出資・貸付金	479,100
	繰出金	5,000
	前年度繰上充用金	169,303
	投資的経費	2,053,248
	うち人件費	48,590
	内訳　普通建設事業費	1,061,967
	内訳　補助事業費	811,066
	内訳　単独事業費	250,901
	内訳　その他	0
	内訳　災害復旧事業費	141,140
	内訳　失業対策事業費	850,141
	合計 (イ)	5,430,963

職員等に関することについて

問1　職員の給料体系について

答　現在使用している六等級給料表を、五等級給料表に改めます。

(別表参照)

なお国の方針として、職員の定期昇給二ケ年間停止を強く要請されておりますが、国家公務員と比較して、あまり差がないとから、一年間を主張しておりますが、再建のための強制退職勧奨はしないで、定年制施行(昭和六〇年度予定、一般職六〇才、現業職六十二才の予定)による自然減少に依り、後は補充しないで職員数の減少を図ります。

問4　退職に関する事について

答　再建のための強制退職はしないが、半人前の職員については別途考えます。

問5　労働条件に関する事について

答　職員の減少によるしわ寄せはあり得ます。

問6　管理職等の範囲について

答　二通りあります。

(1)　公平委員会規則で定められているもので、次のとおりです。

行政職5等級給料表

職務の等級 / 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	-	-	118,900	101,900	-
2	173,600	145,300	125,000	106,900	83,400
3	180,900	151,800	131,100	112,600	85,900
4	188,400	158,400	137,300	118,800	88,700
5	195,900	165,300	143,700	124,500	91,500
6	203,400	172,400	149,800	129,200	94,700
7	210,900	179,400	155,800	133,800	98,200
8	218,500	186,300	161,800	138,300	101,900
9	226,100	193,100	166,800	142,400	105,400
10	233,800	199,700	171,800	146,100	108,700
11	241,600	206,200	176,700	149,700	111,600
12	249,500	212,700	181,600	153,200	114,200
13	257,400	219,100	186,400	156,700	116,800
14	265,100	225,200	190,700	159,400	119,000
15	272,100	231,100	194,800	162,100	121,200
16	278,900	236,500	198,900	164,700	123,300
17	284,400	241,700	202,600	167,200	124,900
18	289,400	245,600	205,700	169,600	-
19	293,000	248,900	208,700	171,600	-
20	296,600	252,000	211,000	-	-
21	300,200	254,500	213,300	-	-
22	303,800	256,900	215,500	-	-
23		259,300	217,700	-	-
24		261,700	219,900	-	-
25		264,100	-	-	-

行政職6等級給料表

職務の等級 / 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	-	-	-	118,900	101,900	-
2	204,800	173,600	145,300	125,000	106,900	83,400
3	212,700	180,900	151,800	131,100	112,600	85,900
4	220,700	188,400	158,400	137,300	118,800	88,700
5	228,700	195,900	165,300	143,700	124,500	91,500
6	237,000	203,400	172,400	149,800	129,200	94,700
7	245,300	210,900	179,400	155,800	133,800	98,200
8	253,600	218,500	186,300	161,800	138,300	101,900
9	262,000	226,100	193,100	166,800	142,400	105,400
10	270,200	233,800	199,700	171,800	146,100	108,700
11	278,400	241,600	206,200	176,700	149,700	111,600
12	286,600	249,500	212,700	181,600	153,200	114,200
13	294,700	257,400	219,100	186,400	156,700	116,800
14	302,400	265,100	225,200	190,700	159,400	119,000
15	309,900	272,100	231,100	194,800	162,100	121,200
16	316,000	278,900	236,500	198,900	164,700	123,300
17	321,700	284,400	241,700	202,600	167,200	124,900
18	325,600	289,400	245,600	205,700	169,600	-
19	329,400	293,000	248,900	208,700	171,600	-
20	333,200	296,600	252,000	211,000	-	-
21	337,000	300,200	254,500	213,300	-	-
22	340,800	303,800	256,900	215,500	-	-
23	344,600	-	259,300	217,700	-	-
24	-	-	261,700	219,900	-	-
25	-	-	264,100	-	-	-

問2　調整手当等について

答　職員の調整手当は、今までと変わりませんが町が実施して来た特殊勤務手当(町税徴収員手当、伝染病予防作業員手当、現金出納員手当、医療業務員手当狂犬病予防、汚物処理手当、技術職員等現場指導員手当、自動車運転手当、調理員手当、劇物取扱い手当)の中から法律で定められている、町税徴収員手当と伝染病作業員手当のみ残され他は廃止されます。

問3　職員の定数について

答　人口八千人程度の、全国類似町村の平均職員数は九十八人です。方城町には現在百三十一人の正職員と十一人の嘱託職員があります。

管理職員等の範囲を定める規則

本庁

機関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長、室長、総務、人事、企画、財政を担当する課長補佐及び係長、秘書、保育所の所長の職を命ぜられた職員
収入役室(出納室)	出納室長または係長
教育委員会事務局	教育長、教育次長、人事または庶務担当の係長

備考　この表中「町長部局」とは方城町組織規則(昭和四十九年規則第三号)第二条に規定する機関をいう。

出先機関

機関	職
町立病院	院長、事務長
町営水道	課長
小学校	校長、教頭
中学校	校長、教頭
公民館	館長
図書館	館長
保育所	所長

るもの。
2. 各課の課長、室長、保育所長

問7 行政機構改革（変更または統廃合）について

答1 建設課と鉱害対策室の合併を実施します。
2. 住民課と福祉課の合併を実施します。
3. 財政課と企画室の合併については、将来検討します。

問4 国民健康保険税の値上りに関すること。

答 税率については、郡内各町村と比較して検討します。

問5 保育料の値上りに関すること。

答 昨年度までは減免して来ましたが、今年度からは減免措置を取りやめ、厚生省の基準通りにしました。

問6 学校給食費の値上がりに関すること。

答 父兄の同意なしで値上げしません。

問7 公営住宅家賃の値上りに関すること。

答 国・県の指導により、建設省基準額の七〇パーセントまで値上げするよう指示されているが値上げの方法については、現地説明会を実施、意見を聴取して極端な負担増にならないよう調整しています。

問8 学校教育に関すること。

答 教育予算についても、他と同様かなりの削減をしているが、多少窮屈な程度ではないかと思います。

問9 役場手数料の値上りに関すること。

答 戸籍窓口等各種証明書の手数料を、今年度は一〇〇円から二〇〇円に値上げしております。

問10 公共施設使用料の値上がりに関すること。

答 今年度から次のとおり値上げしました。

町が管理職手当を支給している

特別職について

問1 町長・助役、収入役の報酬について

答 現在の報酬額から五パーセント減額します。

問2 三役の調整手当、旅費等について

答 調整手当の支給を凍結します。旅費は原則として実費支給ということになります。

問3 町長交際費の使途範囲について

答 慶弔費、接待費及び臨時的な寄附、助成金等（行政を行なうえで町の利益のために公の交渉等をするための必要な経費等です。）

町民の暮らしに関すること

問1 固定資産税に関すること。

答 各個人の所得による増額は仕方ありませんが、税率の引上げは致しません。

問3 水道料金の値上りに関すること。

答 次回水道会計のみの健全化計画策定をしてみたうえで、若干の値上げはやむを得ないと思われます。

中央公民館使用料

室名 / 使用時間	大会議室	中会議室	小会議室 和室	調理実習室	茶室	結婚式
	円	円	円	円	円	
3時間未満	2,500	800	800	800	500	1回につき 25,000円
3時間以上 5時間未満	4,000	1,200	1,200	1,200	800	
5時間以上 10時間未満	8,000	1,500	1,500	1,500	1,300	
10時間をこえた場合1時間につき	800	300	300	300	200	
冷房（1時間当り）	800	400	400	400	300	
暖房（1時間当り）	400	300	300	300	200	

備考 1. 教育委員会 後援の学級は$\frac{1}{2}$減額する。
2. 町外者が使用する場合は3割増とする。

武道場使用料

区分 / 使用時間	施設別	料金	
時分 8:30 12:00	柔道	1,000円	
	剣道	1,000	
13:00 16:30	柔道	1,000	
	剣道	1,000	

備考 1. 教育委員会 後援の教室は$\frac{1}{2}$減額する。
2. 町外者が使用する場合は本表の3割増とする。

プール使用料

区分		使用料 時間	基本料金	超過料金（1時間毎に）	備考
個人	普通券 大人（高・大）	2時間以内	200円	100円	(1) 幼児には保育園、幼稚園の子どもを含む。(3才未満のものを除く。)
	普通券 小・中学生	2時間以内	100円	50円	
	普通券 幼児	2時間以内	60円	30円	
	回数券 大人（高・大）	12枚つづり	2,000円	100円	
	回数券 小・中学生	（1枚2時間）	1,000円	50円	
	回数券 幼児		600円	30円	
団体	大人（高・大）	普通券基本料金の2割引		100円	団体とは30人以上の場合をいう
	小・中学生			50円	
	幼児			30円	
専用	25メートル競泳プール	9時から12時まで	14,000円		日曜日には、専用を許可しない
		12時から19時まで	28,000円		

グランド使用料

区分 / 使用時間	料金	摘要
1時間につき	500円	

備考
1. 使用に必要な準備または後かたずけは使用者が行うこと。
2. 使用については係員の指示に従うこと。
3. 町外者が使用する場合は3割増とする。

テニスコート使用料

区分 / 使用時間	料金	摘要
午前	1,200円	専用1面につき
午後	1,500円	
1時間（1人につき）	町内者 100円 町外者 200円	個人

備考
1. 育成スポーツクラブ使用は$\frac{1}{2}$減額する。

体育館使用料

区分 / 使用時間	料金		備考
1時間につき	使用料	600円	
	電気料	1,000円	

備考
1. 育成スポーツクラブ使用は$\frac{1}{2}$減額する。
2. 営利を目的とする場合は5割増とする。
3. 冷暖房を使用した場合は実費をいただきます。

問11 公共事業推進（特に町単独）に関すること。

答 原則として維持補修程度に限られますが、実施出来る制度事業の活用を工夫していきます。計画変更を必要とする重要、緊急なものについては、自治省と協議することになります。

公社、町有財産管理について

問1 財産処分について（町有地町営住宅など）

答 現在、再建計画の策定作業を十二年間で実施するよう、検討しておりますが、期日を短縮するには、町有財産（土地開発公社財産の処分しかありません。また、年数のたった町営住宅の払い下げも検討することにしております。

問2 今後の財産（土地）購入について

答 自治省の規制が厳しく、就労事業のための用地（先行）取得に限られております。

町民職員への会計公開について

問（自昭和57年4月1日、至昭和57年9月25日）の主な支出について）

答 会計監査は必要に応じて、毎月監査委員の監査が実施され、町議会に報告されることになっております。事務処理に支障を来すことも考えられますので、現時点での公開は、お断り致します。但し、それぞれ担当課の予算執行については、組合加入の職員も居ますので、職員からの資料聴取は規制致しません。

国・県に対する行政責任の追及について

答 産炭地振興法をはじめ、その他いろ〜な事業に対する優遇措置法がありますが、何れも、町の負担財源がなければ実施出来ません。疲弊著しい町村、財政窮乏の厳しい町村程、優遇を受けられねばならない措置法なのに、それが出来ないような制度になっております。事業すればする程、借金が増える制度になっております。健全財政を図れば、折角の優遇措置法の恩恵が受けられません。おかしな事です。

国・県に対する責任追求については、顧問弁護士の意見も聞きながら、ただ今研究中です。

町立病院の維持運営に関すること

答　町立病院会計に対する一般会計からの助成が、昭和五十八年で打切られます。赤池町立病院と合併して計画された、公立下田川総合病院の建設が、両町の財政的な理由で難行しております。当面の間町立病院会計の健全化を図って行くことになります。

有線放送運営について

答　有線放送会計は、町会計とは別会計となっており、有線放送委員会によって運営されて行きます。

農業振興研究班について

答　工場誘致も!!田川は空気が悪い、水が悪い!!とかでうまくいきません。失対就労事業、同和対策事業、鉱害復旧事業等は雇用の為に大きな効果をあげているが、いつの日にか、町一〇〇年の計を思えば、五〇〇町歩に及ぶ農地に生活を託す時代が来ると思います。

平均耕作反別は五反歩です。五反百姓で生活していける農業経営の方法はないのか？　その方法を探究するのが農業研究班の目的です。現在かなりの成果が挙がりつつあります。農振研究班を継続していくべきか、あるいは断念すべきなのか、決心を迫られる時期が近づいております。今年度の成果を見たうえで結論を出すことにしております。

町民の皆様

この様な仕儀になって甚だ申し訳ありません。いろいろとご迷惑をおかけすることと思います。ご批判は甘んじて受けますが、一年でも早く財政を建て直すべく懸命に努力しております。町議会、全町民、全職員、各団体の皆さんのご協力とご指導をお願い申しあげます。

追記

財政再建計画の策定が進捗するにつれて適時、特集号を発行する予定です。

少年剣道教室、合宿

キャンプを囲んで大喜び

方城町少年剣道教室父母後援会（代表橋本博行氏）では、8月28・29日、役場前研修所で合宿を行いました。初めての試みの合宿に子どもたちは大喜び。

。時間を守ること。。班長の指示で行動すること。。班長は自分の班の生徒の面倒をよく見ること。の三つの約束をして合宿に入り、中学生を班長として8班にわかれました。

まず町民体育館でのけいこで汗を流し、福祉センターで入浴の後、役場駐車場（研修所裏）で夕食（飯ごう炊飯）午後八時から、キャンプファイヤーを囲み、町青年団の指導のもとに、レクリェーションダンスなどを楽しみました。

翌日は、班対抗試合を実施、メンバーは子どもたち自身で組ませ中学生と小学生が当たる、といったこともみられましたが、日頃道道で行なえないけいこや試合ができました。

合宿に参加した53名の子ども達は、団体生活を通して剣友の仲間との友情が更に深まり、規律正しい社会生活を身につけることができました。

水道管も冬じたくを

ビニールなどで破裂を防ごう

冬将軍の季節です。水道管の冬じたくはおすみですか。水道管やメーターは寒がり屋で、凍ると破裂するなど故障が多いのもこの季節です。破裂すると水道が使用できないだけでなく、水漏れで水道料金がたいへんかさむことになります。

次のようにして被害を防止してください。

※水道管は布や縄、保温チューブなどで保温し、その上からビニールをまいてぬれないようにする。

※凍ってしまったらタオルなどを水道管にかぶせて、ぬるま湯で気長にとかす。（熱湯をかけると破れてしまいます。）

※屋外にある太陽熱温水器などは水抜きして凍らないようにする。

広報ほうじょう（135号）
昭和五十七年十二月一日発行
発行　方城町役場
編集　総務課
印刷　協和印刷